

第 3 期

上関町子ども・子育て支援事業計画（案）

子育てすくすくプラン

.....

令和 7 年 3 月

上 関 町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 統計による上関町の状況	3
1) 人口の状況	3
2) 人口動態	4
3) 出生数・出生率の推移	5
4) 婚姻・離婚件数の推移	6
5) 世帯の状況	6
2 教育・保育施設の状況	7
1) 保育園の児童数の推移	7
2) 小・中学校の児童数の推移	7
3 子育てに関するアンケート調査の結果概要	8
	15
	18
第3章 計画の基本理念	19
1 計画の基本理念	19
2 施策体系	20
第4章 施策の展開	21
基本目標1 子ども・子育て家庭への支援の充実	21
基本目標2 親と子の健康確保及び増進	24
基本目標3 支援が必要な家庭への対応などきめ細やかな取り組みの推進	27
基本目標4 地域における子育て支援の充実	29
基本目標5 子ども・子育てにやさしい生活環境の整備	31
第5章 量の見込みと確保方策	33
1 教育・保育施設等の整備と地域子ども・子育て支援事業の充実	33
方針1 教育・保育の量の見込みと確保方策	33
方針2 地域子ども・子育て支援事業の充実	35
第6章 計画の推進体制	44

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨・背景

わが国の少子化が加速する中、少子高齢化、核家族化の進行により、ライフスタイルや価値観のニーズが多様化し、子育てに対する負担や孤立感が高まっています。そのため、児童虐待等の様々な家庭問題、地域のつながりの希薄化に関する問題が課題となっており、子どもの健やかな成長と子育てについては、社会全体で支援していくことが必要とされています。

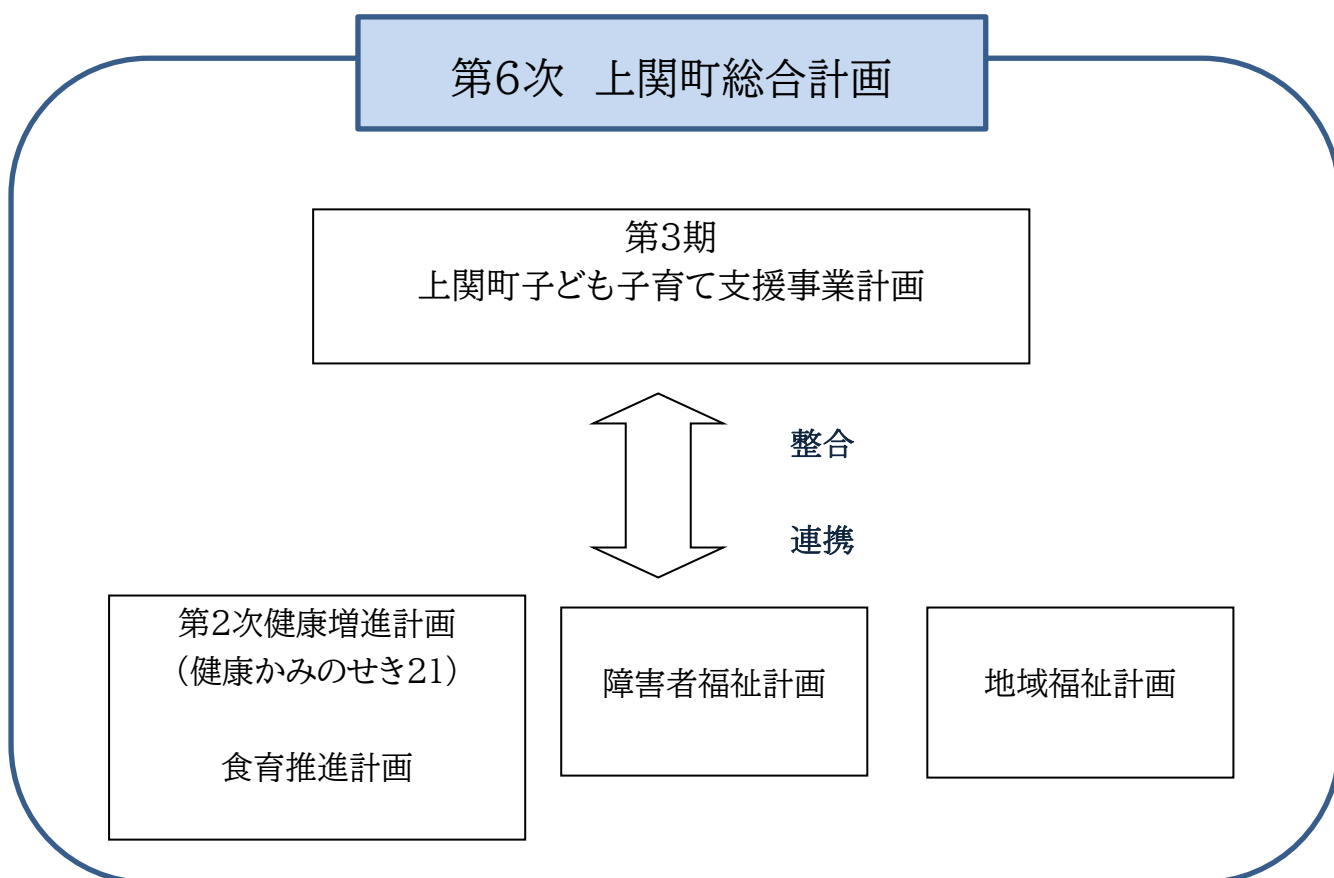
このような子育てに関する社会的背景のもと、国の動向としては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策についての基本理念が定められました。また、平成27年には、平成24年に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づいて、「子ども・子育て支援新制度」が施行され、“子どもの最善の利益が実現される社会を目指す”ことを基本に、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供・保育の量的拡充、家庭における子育て支援等、地域の子ども・子育て支援の充実が求められました。さらに、令和5年4月に施行された「こども基本法」は、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的により一層推進する子ども・子育て支援の充実が求められています。

上関町では、平成27年に「次世代育成支援対策上関町行動計画(後期計画)」の取り組みを踏まえながら「上関町子ども・子育て支援事業計画」を2期にわたって策定し、推進的に取り組んできました。令和7年度からは、本町の実情を踏まえ、子ども施策を総合的かつ強力的に推進するため、「第3期上関町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」とする。)を新たに策定します。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。上関町総合計画等の上位計画や関連計画と整合性のとれた内容とします。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画については、全ての子どもと子育て家庭を対象として、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定します。

上位計画やその他関連計画との関係



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

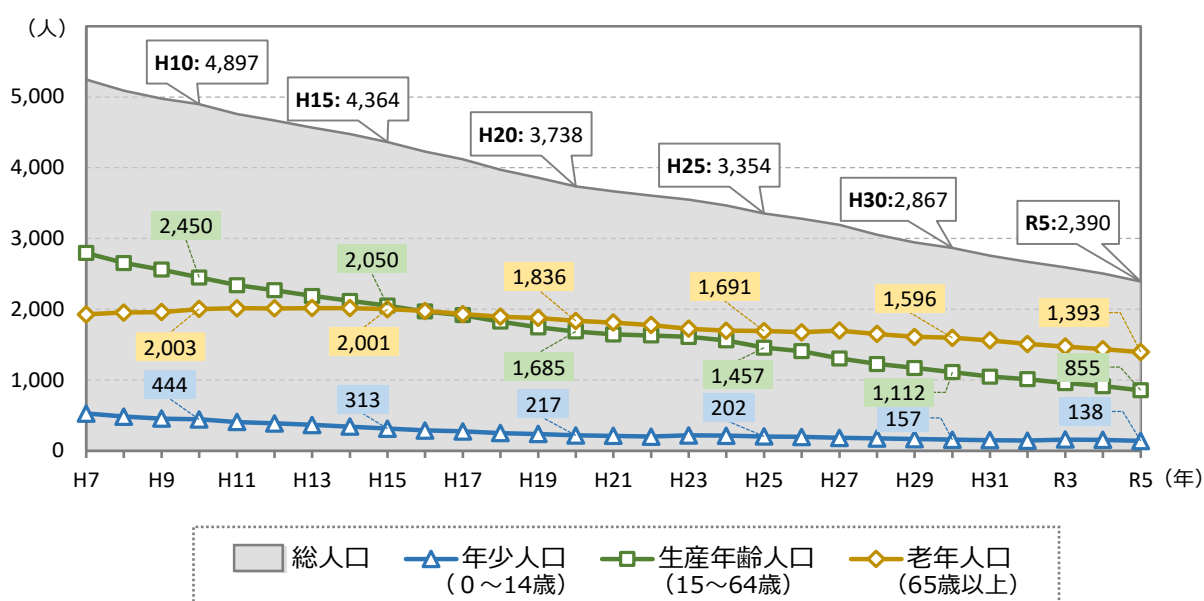
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計による上関町の状況

1) 人口の状況

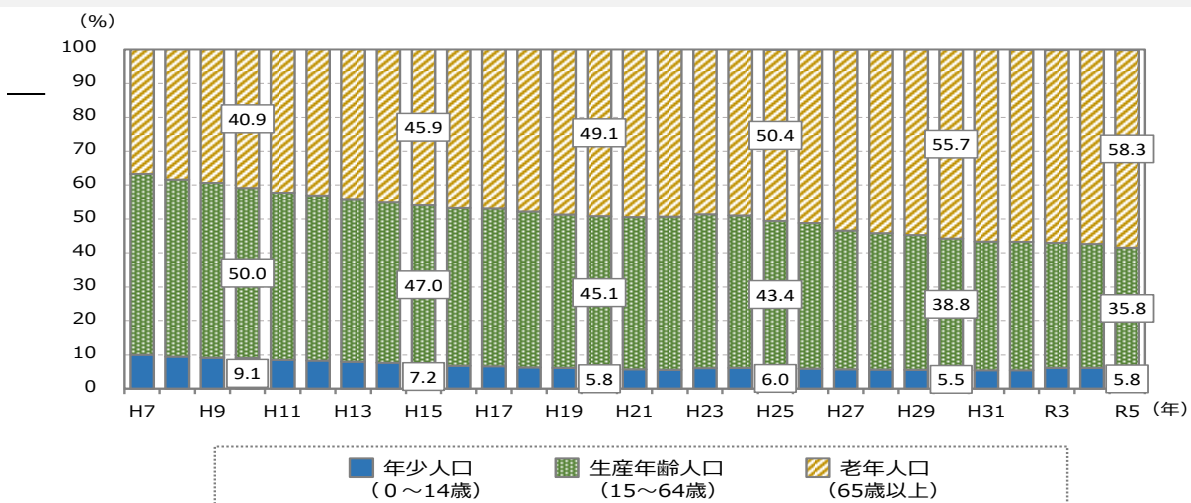
■町の総人口と年齢3区分別人口の推移

総人口は減少で推移しており、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）、老年人口（65歳以上）のそれぞれで減少となっています。



■年齢3区分別人口の割合の推移

人口割合を直近の10年間で見ると、年少人口（15歳未満）の割合は概ね横ばい、生産年齢人口（15歳～65歳未満）の割合は減少、老年人口（65歳以上）の割合は増加しています。

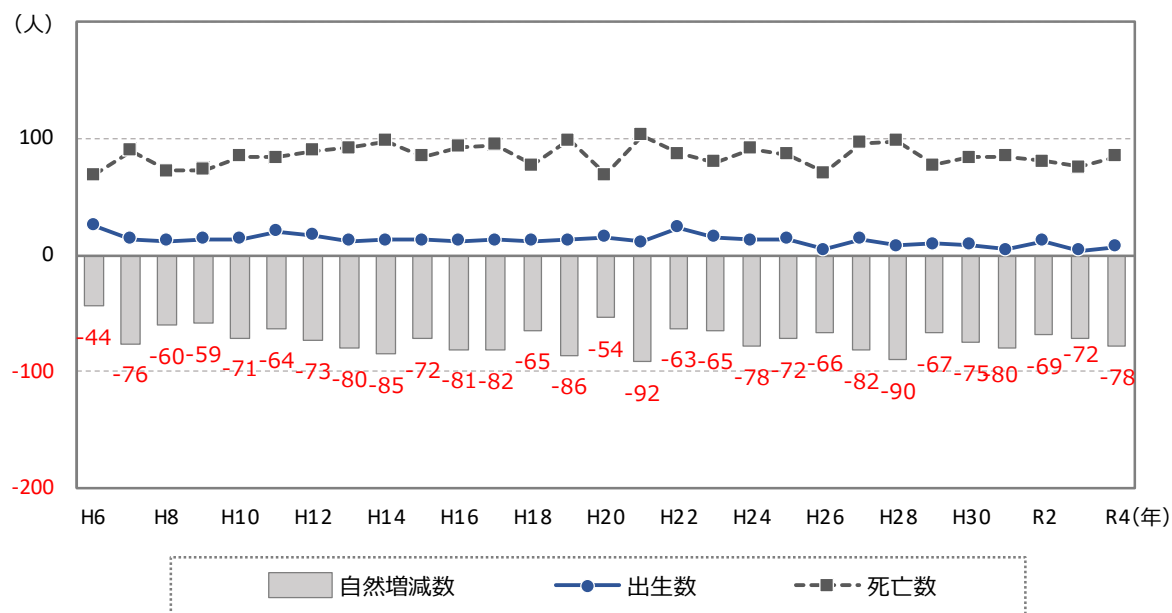


資料：総務省「住民基本台帳」※H7～H25は3月31日時点、H26～は1月1日時点

2) 人口動態

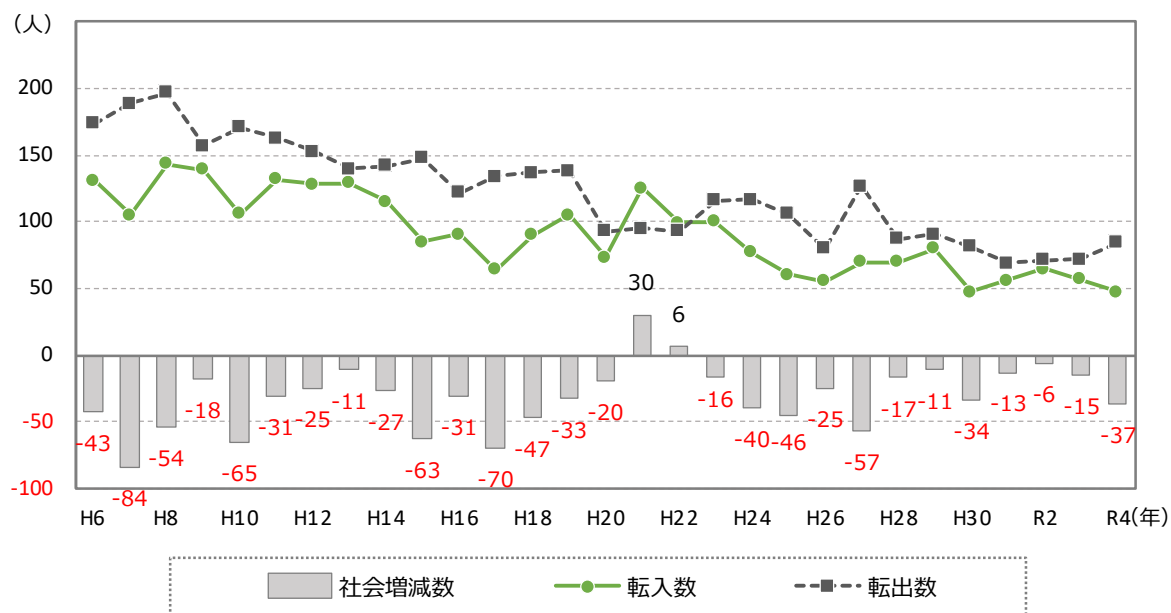
自然増減（出生数と死亡数の差）を見ると、ここ 30 年間は毎年自然減となっています。
社会増減（転入数と転出数の差）を見ると、年によって増減にばらつきがありますが、直近の 10 年間は転出者が転入者を上回る社会減となっています。

■自然増減の推移



資料：総務省「住民基本台帳」※H7～H25 は 3 月 31 日時点、H26～は 1 月 1 日時点

■社会増減の推移

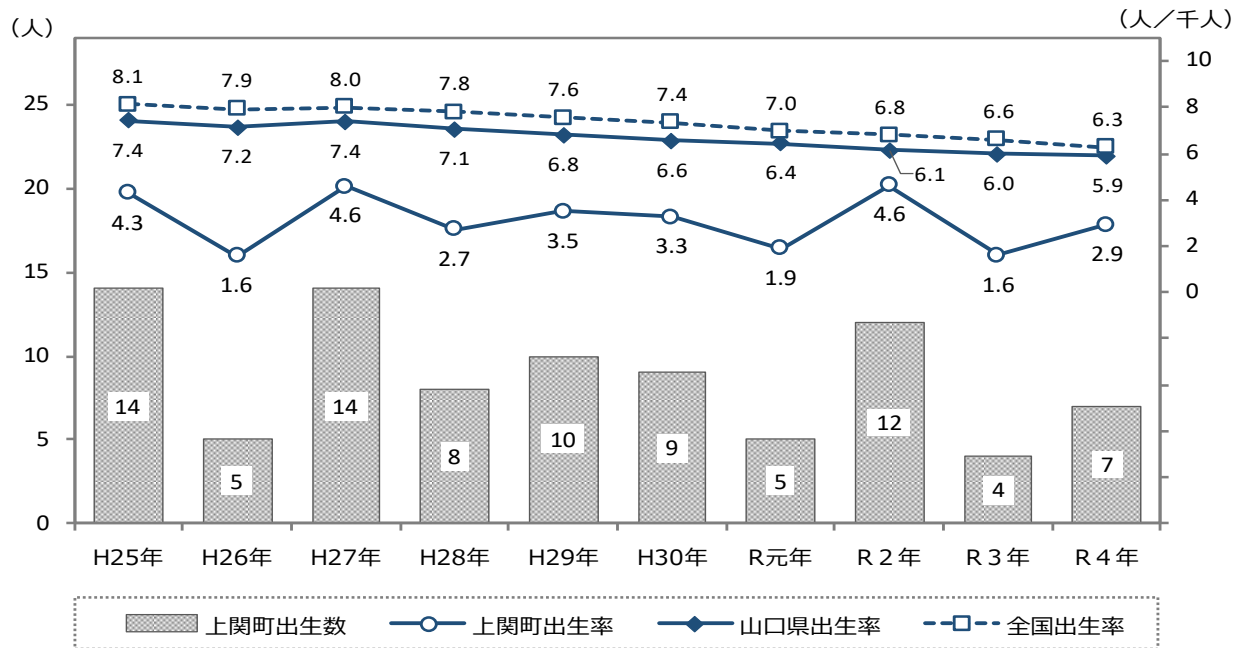


資料：総務省「住民基本台帳」※H7～H25 は 3 月 31 日時点、H26～は 1 月 1 日時点

3) 出生数・出生率の推移

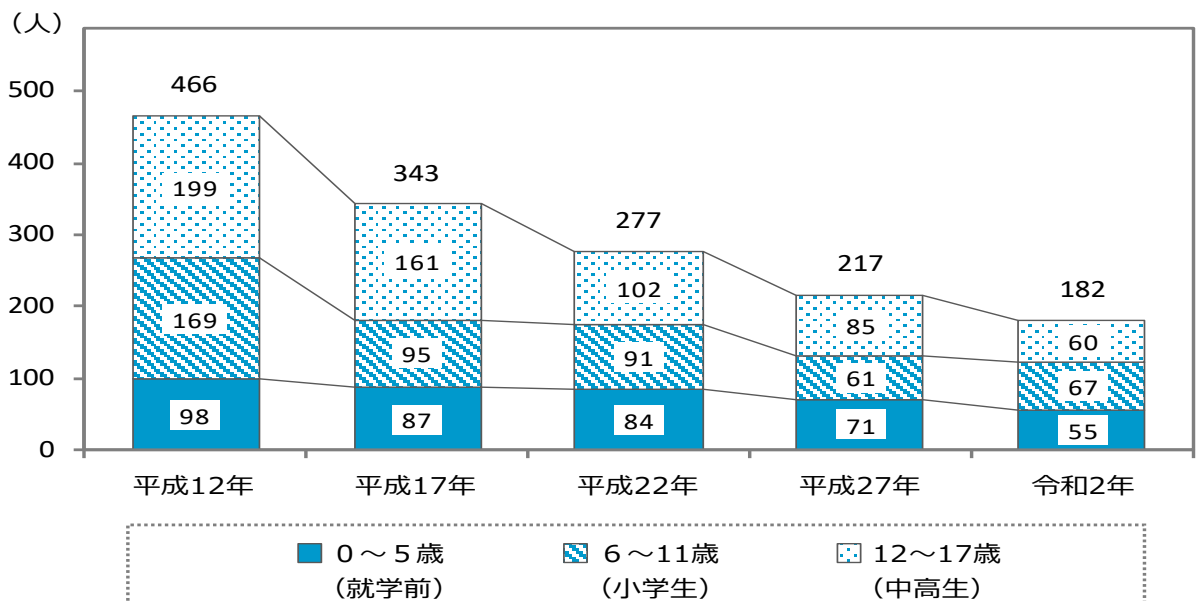
出生率は、全国及び県と比較して下回って推移しています。また、出生数は年により増減がありますが、近年は一桁の出生数の年が多く見られます。

子どもの人口（18歳未満）は減少傾向にあり、令和2年には平成12年時点の4割弱となっています。



資料：総務省「国勢調査」

子どもの人口の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

4) 婚姻・離婚件数の推移

この10年間の婚姻件数は、3.9件、離婚件数は1.8件となっています。婚姻件数は、平成27年以降、減少傾向です。

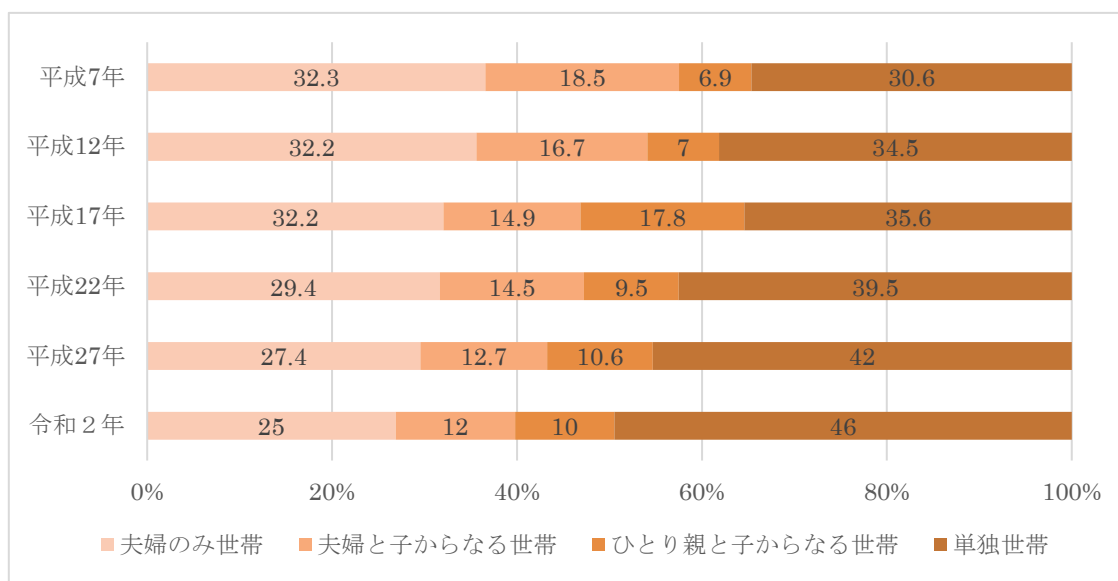
	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
婚姻件数（件）	5	6	9	2	4	2	5	0	3	3
離婚件数（件）	1	0	1	0	4	0	4	6	0	2

資料：山口県保健統計年報

5) 世帯の状況

単独世帯では、平成7年の30.6%から令和2年の46.0%と15.4%増加しています。総世帯数は減少傾向ですが、ひとり親世帯数は横ばいで、世帯では母子世帯が圧倒的に多い状況です。

■家族構成比の推移



資料：国勢調査

■ひとり親世帯数の推移

単位(世帯)	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯	15	10	10	15	12
父子世帯	4	5	4	1	3

資料：国勢調査

2 教育・保育施設の状況

1) 保育園の児童数の推移

令和3年以降、本町の保育園の児童数は減少しており、今後も減少傾向が続きます。

【保育園の児童数の推移】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児(人)	2	7	1	1
1歳児(人)	7	6	9	2
2歳児(人)	10	10	9	9
3歳児(人)	7	11	10	11
4歳児(人)	7	7	10	11
5歳児(人)	8	10	6	10
合 計	41	51	45	44

資料；保健福祉課（4月1日現在）

2) 小・中学校の児童数の推移

本町の小学校の児童数は、令和4年から大幅に減少しています。

【小・中学校の児童数の推移】

年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
学 校 名	学級数	児童生徒数(人)	学級数	児童生徒数(人)	学級数	児童生徒数(人)	学級数	児童生徒数(人)
上関小学校	7	68	8	68	8	61	7	48
祝島小学校	-	-	1	4	1	2	1	2
合 計	7	68	9	72	9	63	8	50

年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
学 校 名	学級数	児童生徒数(人)	学級数	児童生徒数(人)	学級数	児童生徒数(人)	学級数	児童生徒数(人)
上関中学校	4	26	4	27	4	27	4	33
合 計	4	26	4	27	4	27	4	33

資料；上関町事務報告（5月1日現在）

3 子育てに関するアンケート調査の結果概要

1) アンケート調査の実施概要

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって、子育てをされているご家庭の現状・ニーズを把握するために調査を実施しました。

2) 調査対象・調査方法・期間・回収状況

	就学前児童保護者調査	小学生保護者調査
調査地域	上関町全域	
調査期間	令和6年5月13日～令和6年5月31日	
調査対象	町内在住で就学前児童(0～5歳)のいる世帯	町内在住で小学生のいる世帯
調査数	29 部	23 部
調査方法	郵送による配布・回収	
調査票回収数	27 部	15 部
回収率	93.1%	65.2%

3) 調査データの表示

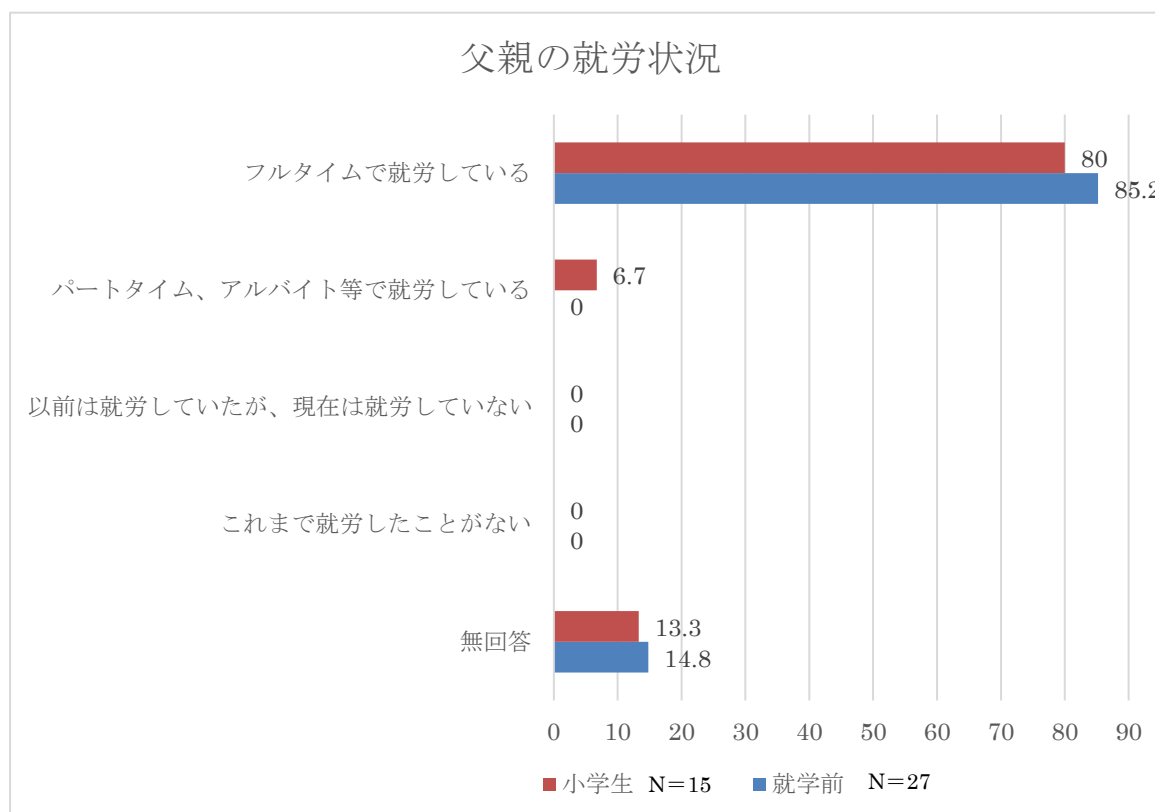
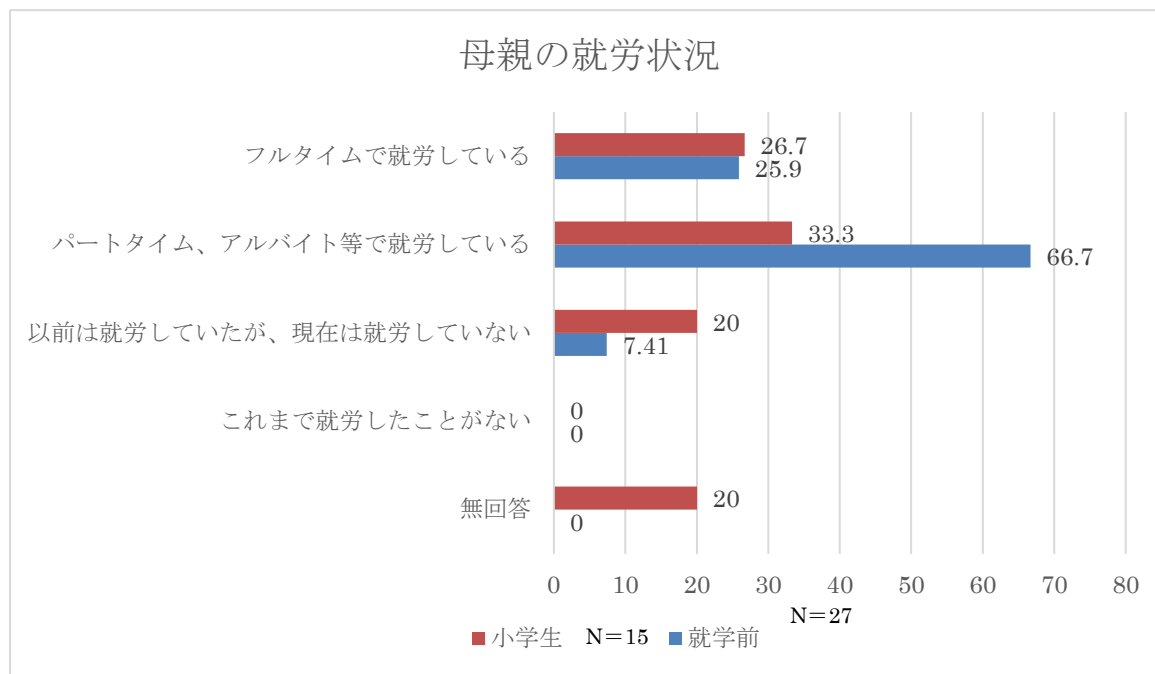
グラフの見方	
SA	単数回答(あてはまるもの1つだけに回答する形式)のこと
MA	複数回答(あてはまるもの全てに回答する形式)のこと
N	それぞれの設問の対象者合計のこと

※前回調査は、平成25年12月16日～12月27日に実施しました。

4) 調査の結果（抜粋）

① 保護者の就労状況

「フルタイムで就労」と「パートタイム、アルバイト等で就労」を合わせた“就労している”を見ると、就学前児童の母親は92.6%、父親は85.2%、小学生の母親は60%、父親は86.7%となっています。



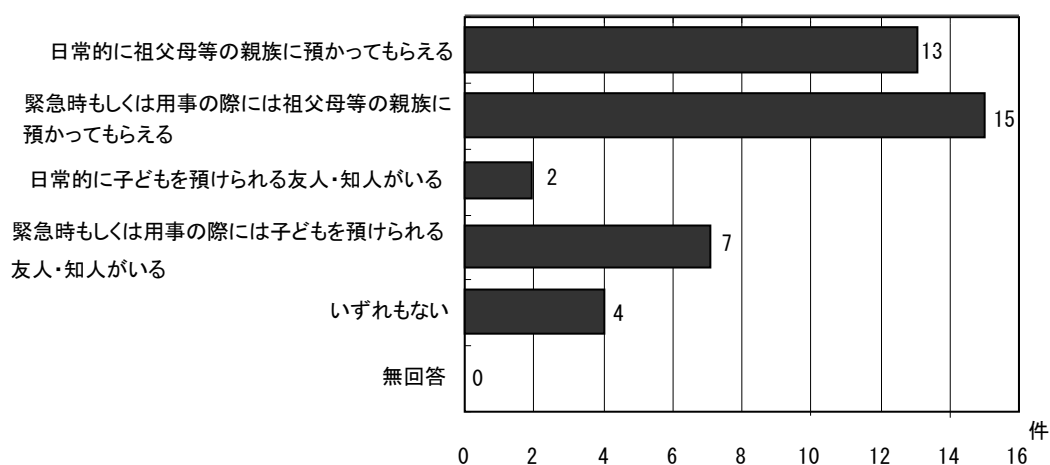
② 子どもを日ごろ預かってもらえる人の有無や相談先について

◆就学前・小学生の保護者どちらも「日常的に、もしくは緊急時の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」と回答した人数が最も多かったですが、「いずれもない」も少数あります。この項目に関しては、前回調査の傾向と変化はありませんでした。

◆就学前・小学生の保護者どちらも「気軽に相談できる先」は、配偶者・祖父母等の親族と回答した人が最も多いです。就学前の保護者については、前回と比較すると保育園と答えた人が増えています。

日ごろ、お子さんを預かってもらえる人はいますか。(就学前保護者：複数回答)

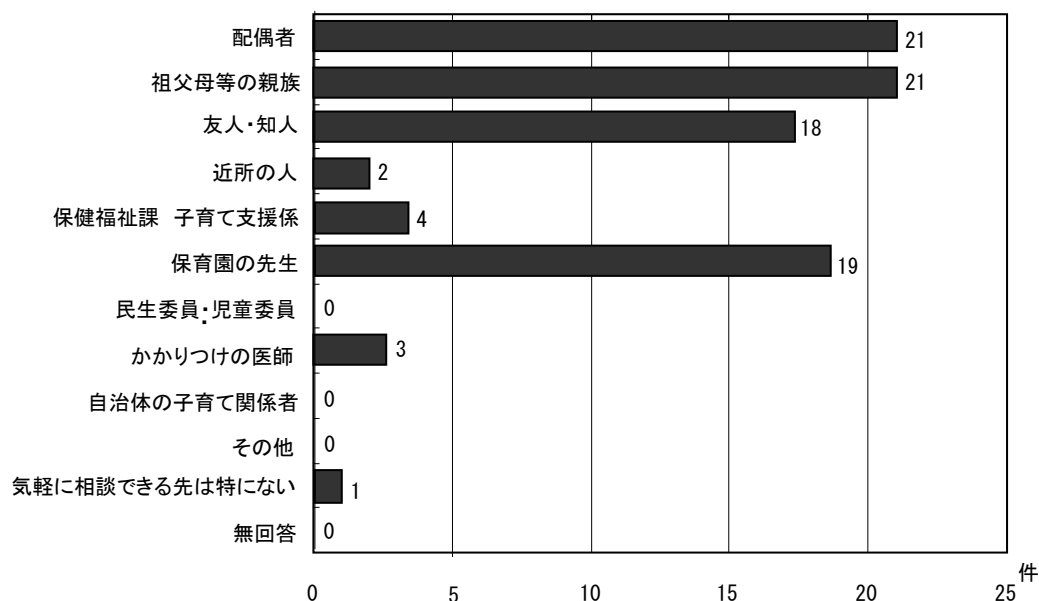
(MA) N=27



お子さんの身の回りの世話(教育含む)などに関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。

(就学前保護者；複数回答)

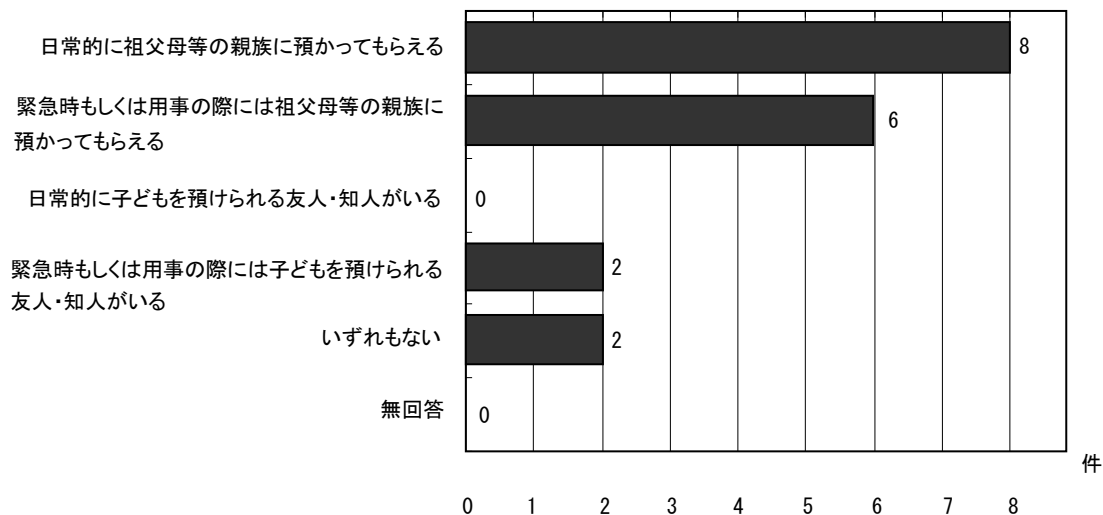
(MA) N=27



日ごろ、お子さんを預かってもらえる人はいますか。

(小学生保護者:複数回答)

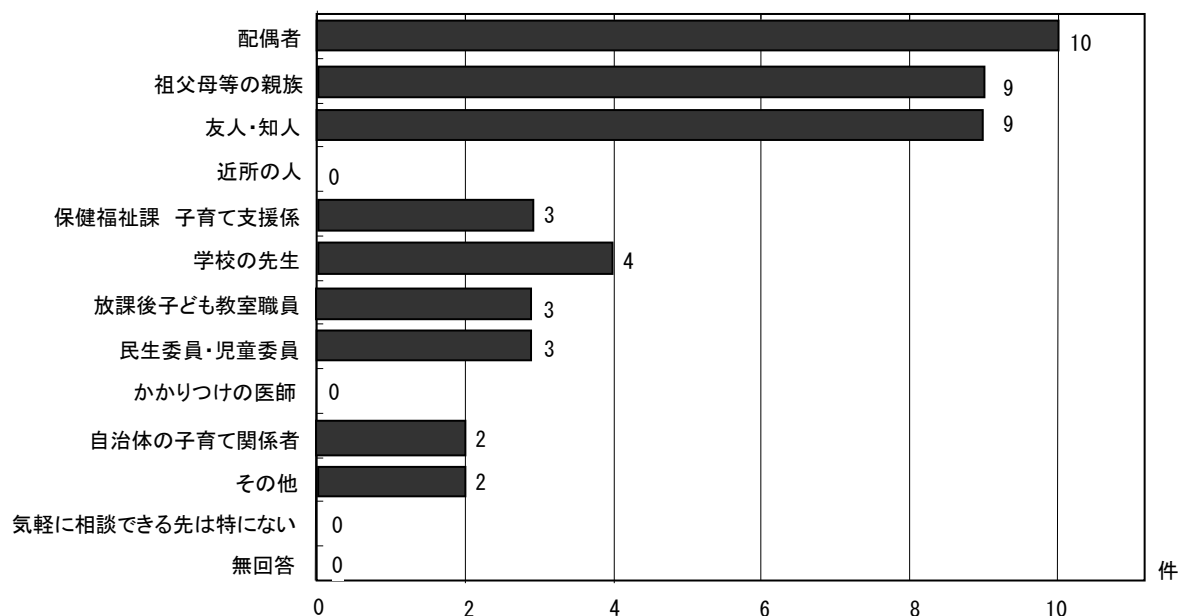
(MA) N=15



お子さんの身の回りの世話(教育含む)などに関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。

(小学生保護者:複数回答)

(MA) N=15



③ 幼児期の教育・保育と子育て支援サービスについて

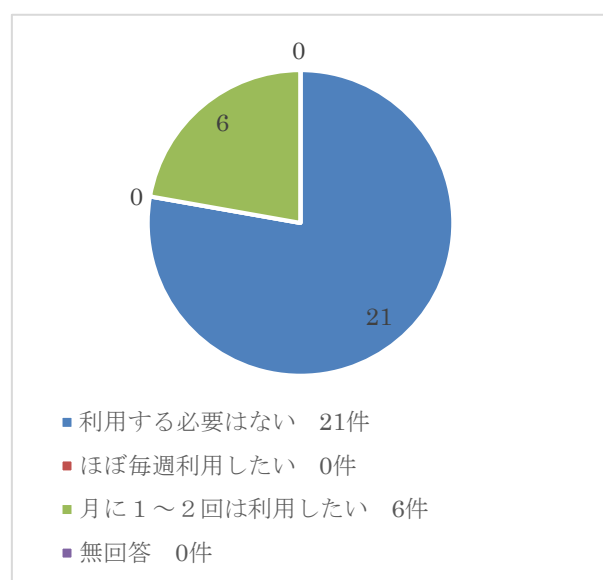
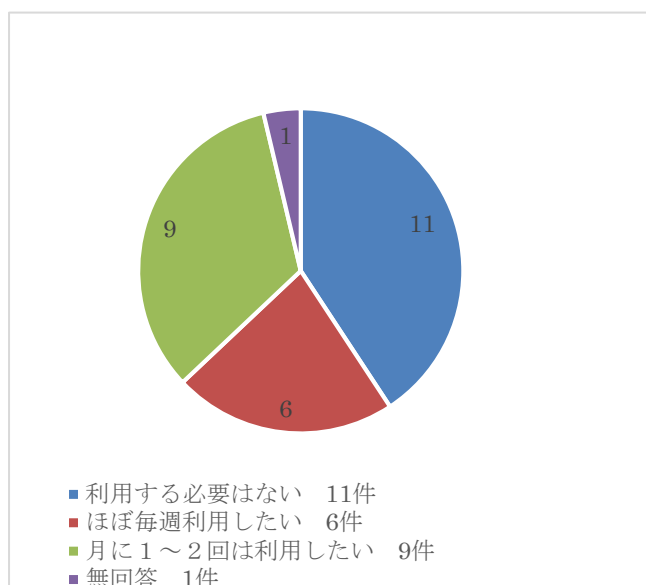
◆土曜日の保育園希望では、利用する必要がないと回答した人が最も多く、次いで月に 1～2 回は利用したいという結果でした。

土曜日・日曜日・祝日の利用状況については、前回調査の傾向と大きな変化は見られませんでした。

あて名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に保育園の利用希望はありますか。
(一時的な利用は除きます。)

(就学前保護者 左:土曜日 右:日曜日・祝日 単数回答)

N=27



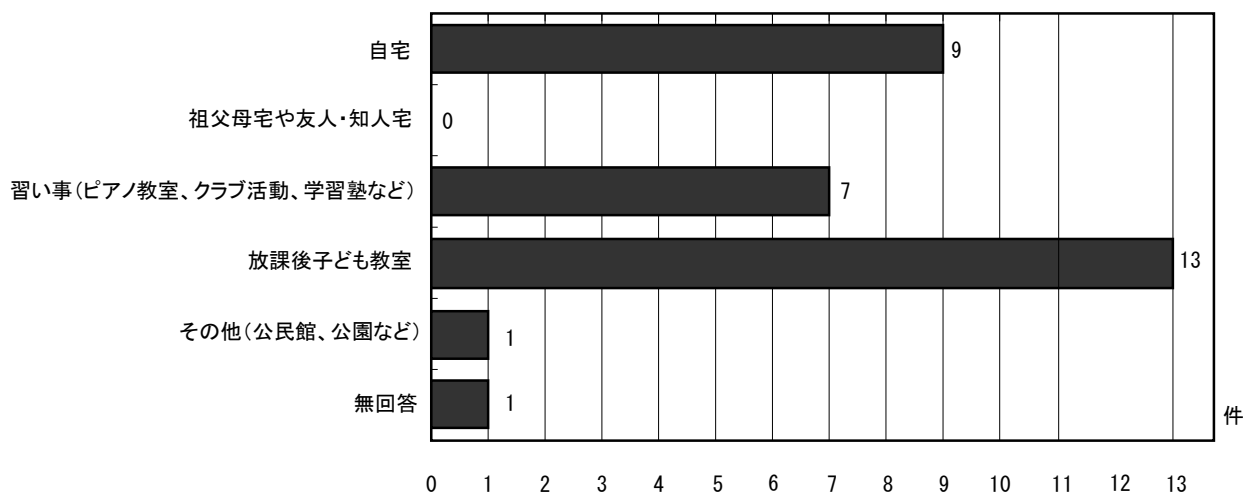
④ 子どもの放課後の過ごし方や居場所について

◆小学生が放課後を過ごす場所について、「放課後子ども教室」が最も多く、次いで「自宅」が多数を占めており、今後の希望でも、「放課後子ども教室」「自宅」で過ごさせたいと答えた人が多数を占めています。

お子さんは現在、放課後の時間をどのような場所で過ごしていますか。

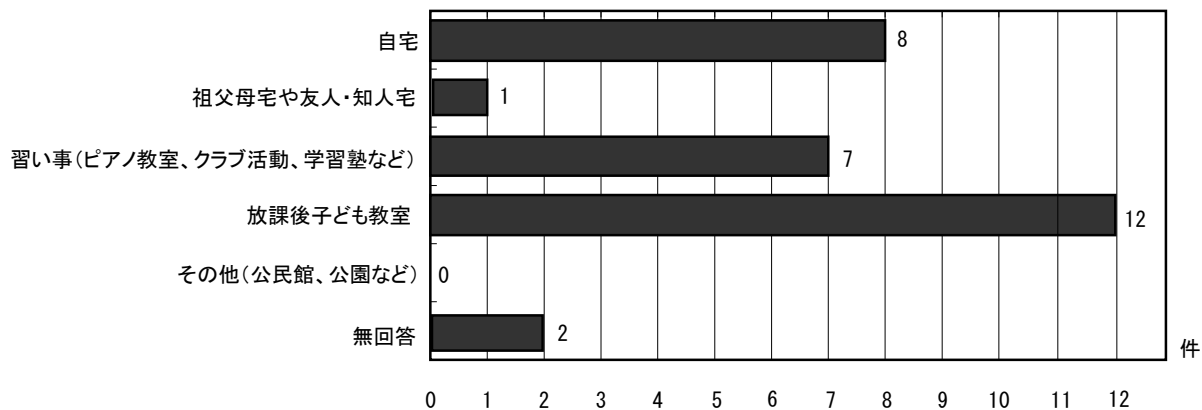
(小学生保護者;複数回答)

(MA) N=15



今後、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。(小学生保護者;複数回答)

(MA) N=15

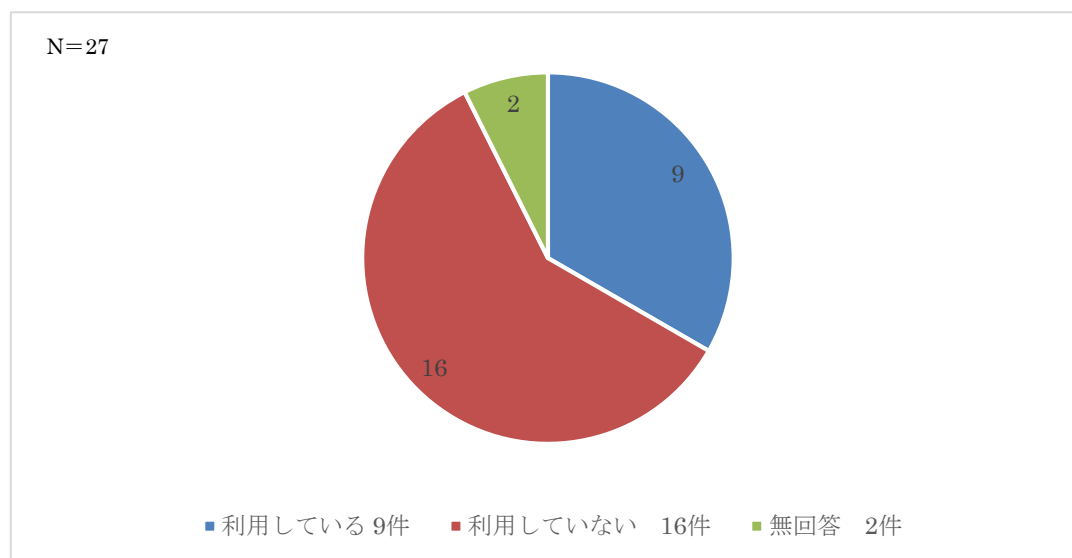


⑤ 地域子育て支援サービス利用状況

◆地域子育て支援サービスを利用していると答えた人は、約 3 割で前回調査と比較して変化はありませんでした。今回の調査で利用していないと回答した人は 6 割いますが、利用しなかった理由は、「仕事等で都合が合わないから」が 10 件で最も高く、次いで「子どもが保育園に通っているから」が 7 件でした。

「地域子育て支援事業」を現在、利用していますか？

(就学前保護者；単数回答)



⑥ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について

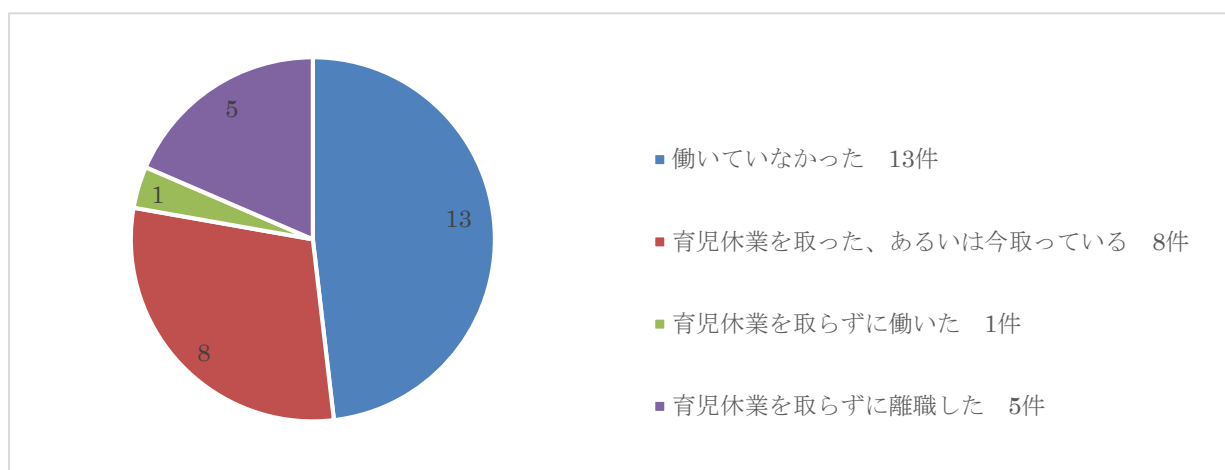
◆休業の取得状況については、母親では「取得した」が8件である一方、「育児休業を取らずに働いた」が1件、「離職した」が5件でした。その理由としては、「子育てや家事に専念するため退職した」と「職場に育児休業の制度がなかった」と回答した人が多数を占めています。

◆父親では、「育児休業を取らずに働いた」が22件と最も多く、その理由としては、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が最も高く、次いで「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」となっています。

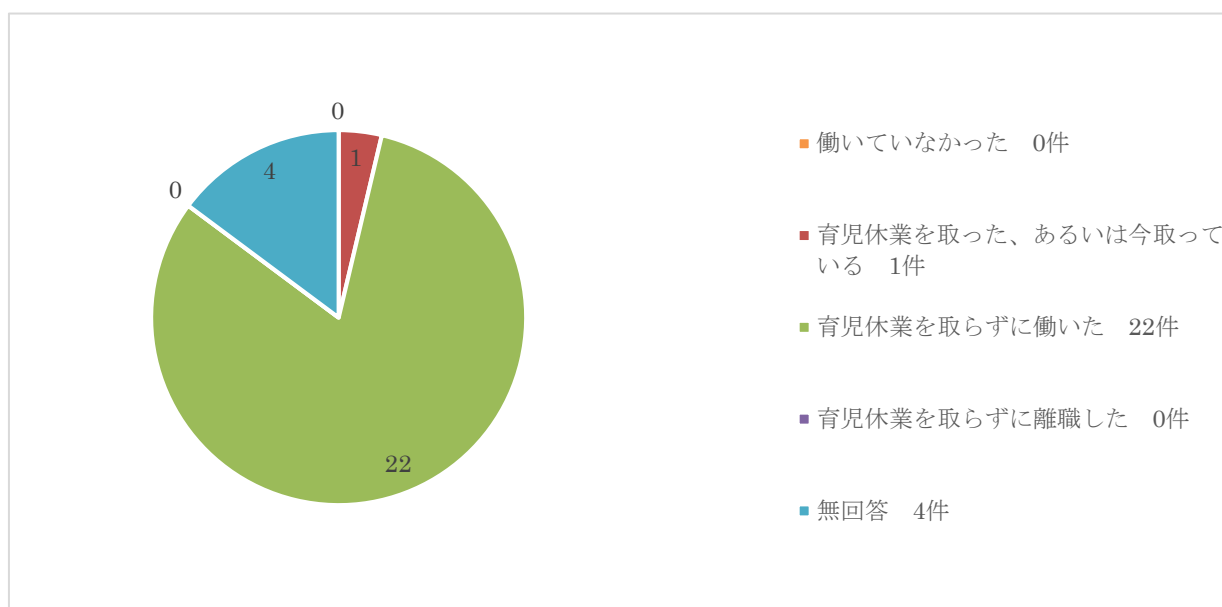
お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは、双方が育児休業を取得しましたか？

(就学前保護者；単数回答)

母親 N=27



父親

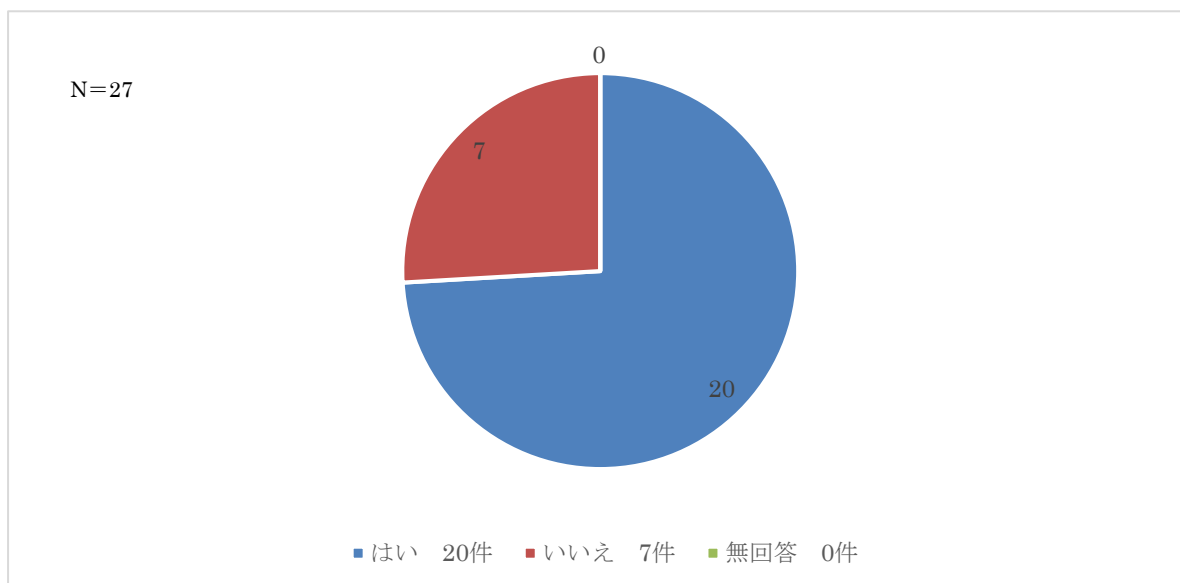


⑦ 子育てに関する不安や負担について

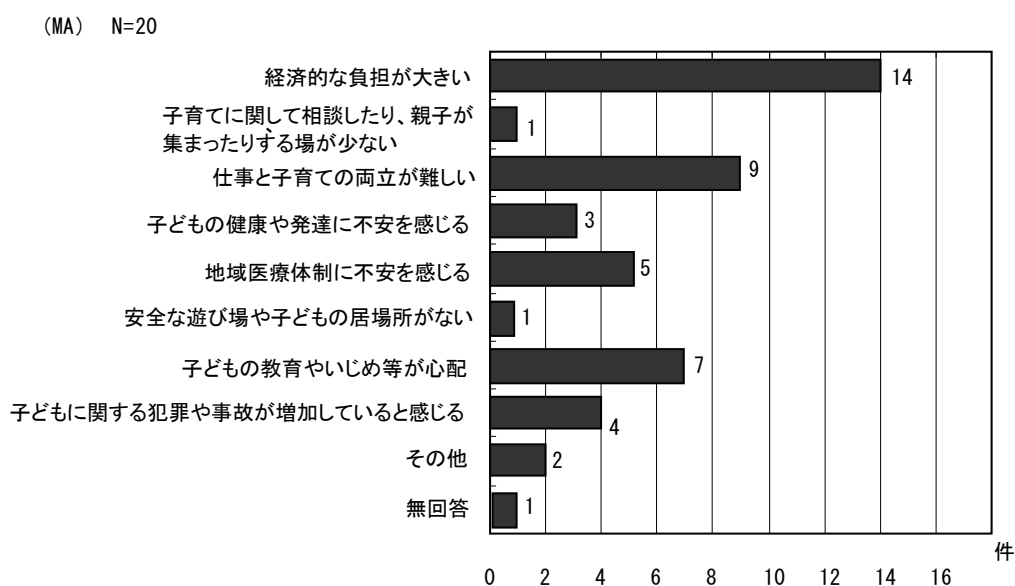
◆就学前保護者では、約 7 割、小学校保護者は約 6 割が子育てに不安や負担を感じています。その理由は、就学前保護者は「経済的な負担」が多く、次いで「仕事と子育ての両立が難しい」「子どもの教育やいじめが心配」となっており、その他の意見としては、「地域の子どもの減少」もあがっていました。小学生保護者は、「安全な遊び場や子どもの居場所がない」が多く、次いで「経済的な負担」となっています。

子育てをするうえで、不安や負担を感じますか？

(就学前保護者;単数回答)

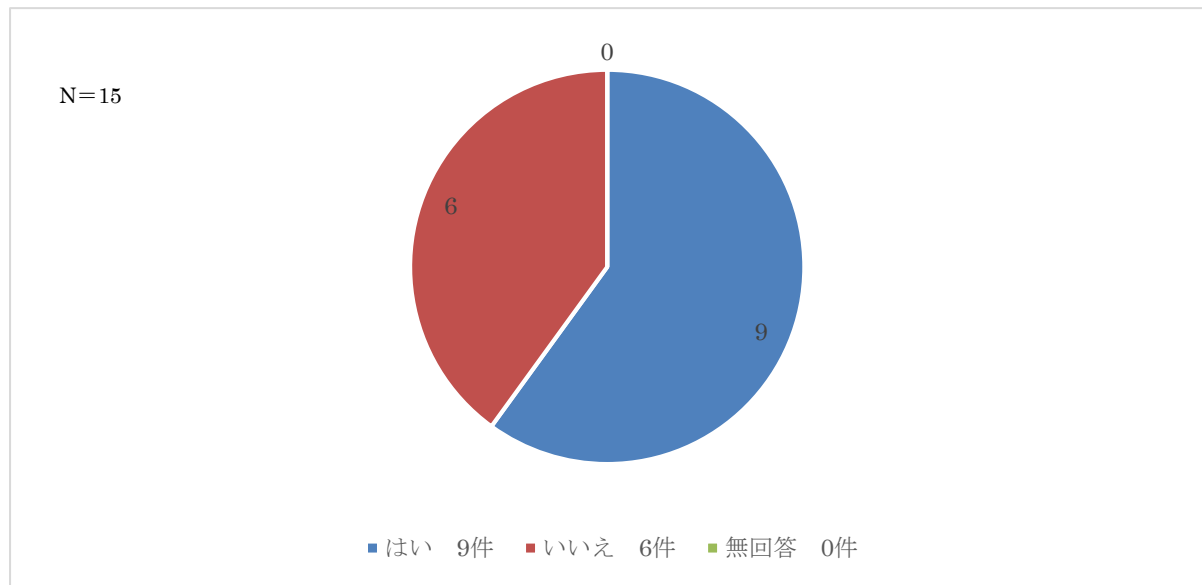


■「はい」と答えた方、その理由をお答え下さい。



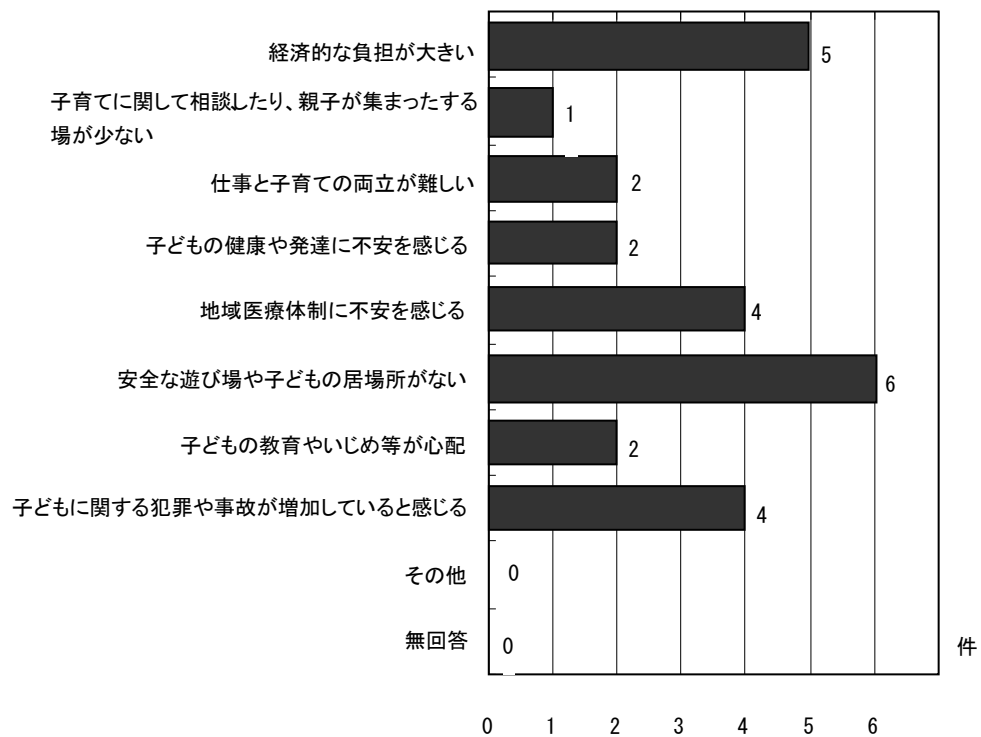
子育てをするうえで、不安や負担を感じますか？

(小学生保護者;単数回答)



■「はい」と答えた方、その理由をお答え下さい。

(MA) N=9



⑧ 子育てが、地域の人や社会に支えられているかについて

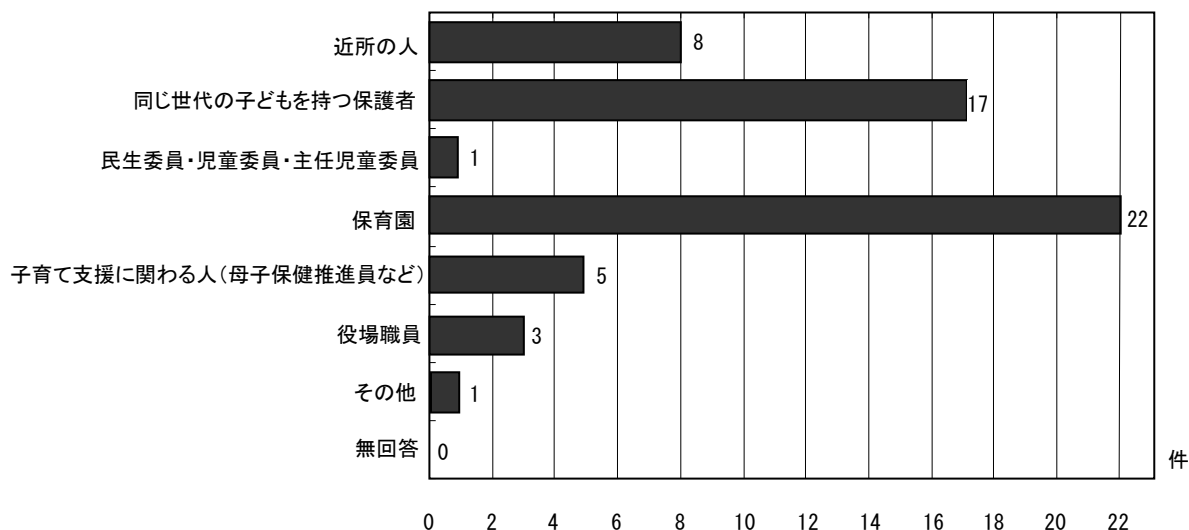
◆就学前保護者では、地域や社会に支えられていると答えた人は、23人(約9割)で、支えてくれている人は「保育園」が最も高く、次いで「同世代の保護者」です。

◆小学生保護者では、全員が地域や社会に支えられていると答えており、支えられていると感じているのは、「同世代の保護者」が最も多く、次いで「近所の人」です。その他の意見としては、学校、放課後子ども教室、総合型クラブと回答した人もいました。

ご自身の子育てが、地域の人や社会に支えられていると「感じる」場合、誰に支えられていると感じますか？

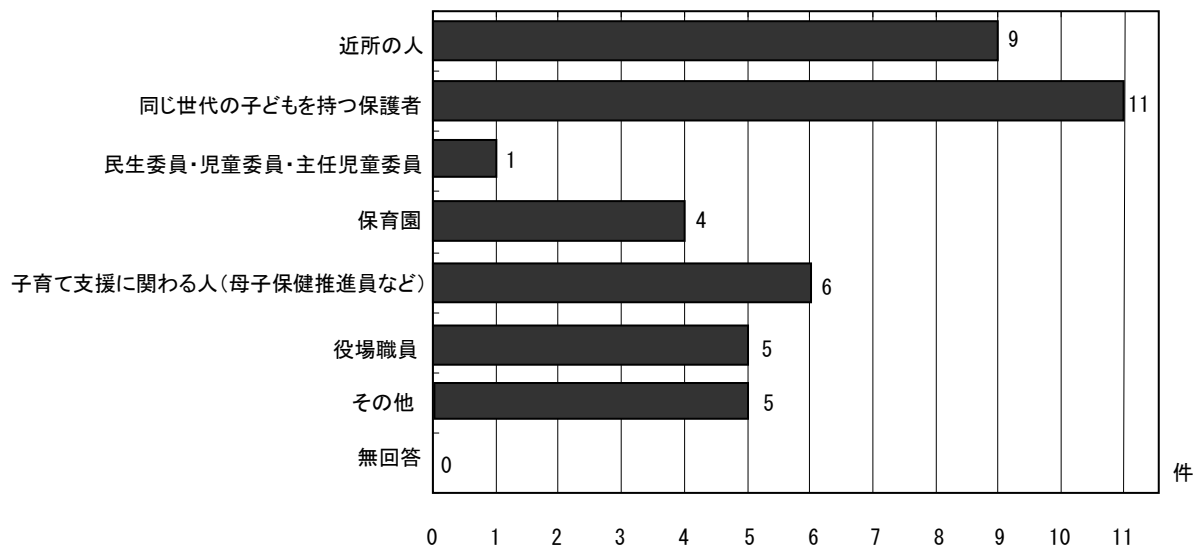
就学前保護者

(MA) N=23



小学生保護者

(MA) N=15



第3章 計画の基本理念

1 計画の基本理念

子ども・子育て支援法の趣旨である「一人一人が個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」、そして「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」とあります。子育てを取り巻く経済社会やライフスタイルが変化していく中で、次世代を担うすべての子どもが健やかに育つためには、子どもとその保護者(家庭)を地域社会全体で支えていくことが大切です。

上関町は、すべての子どもと保護者が幸せを感じながら、安心して子どもを産み育てられることができるよう「上関町で育って良かった！と思えるまち」を目指して以下を基本理念とし、子育て支援の施策を推進します。

●基本理念●

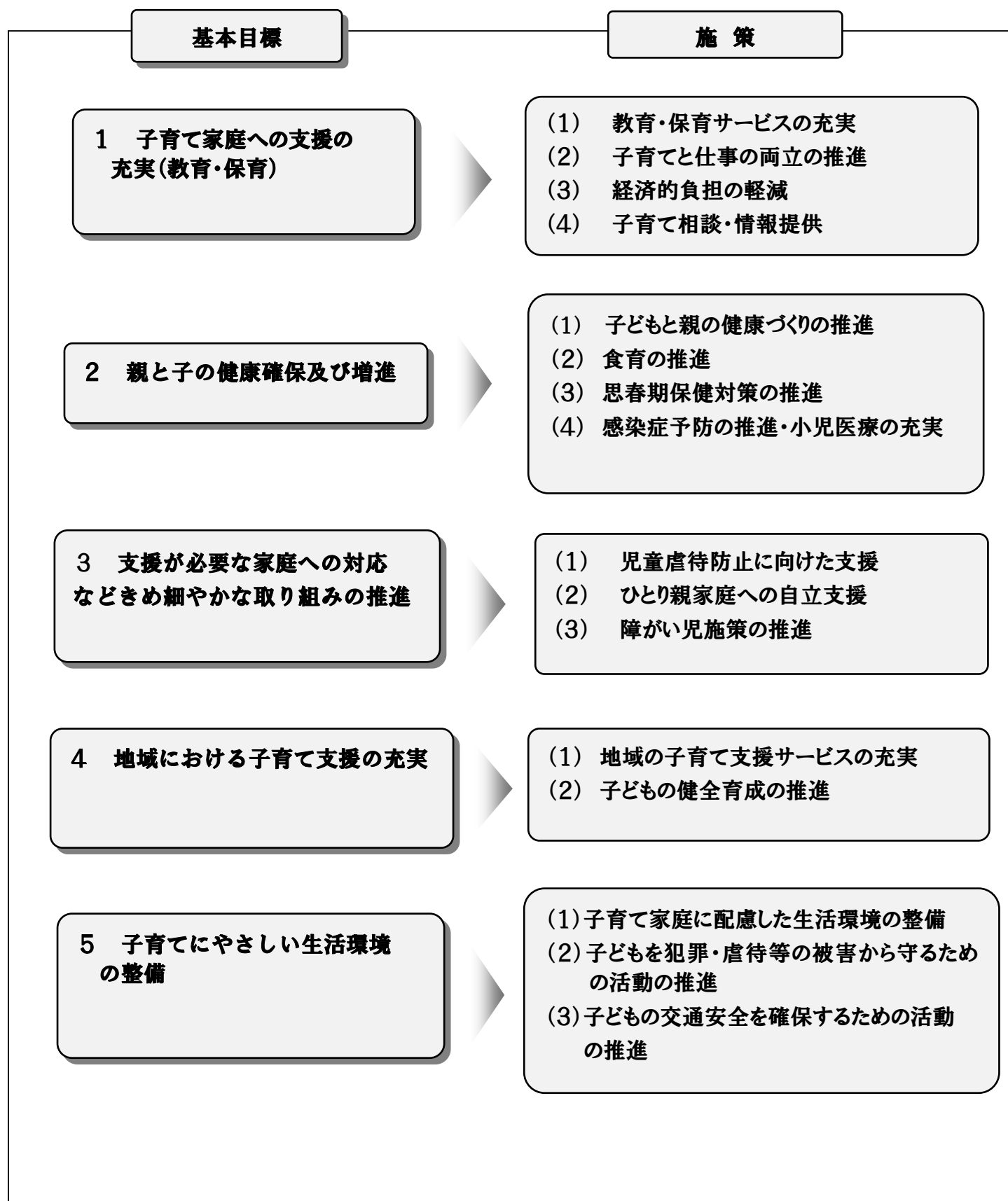
子どもと子育て家庭が、「上関町で育って良かった！」
と思えるまちづくりを目指します。

●基本目標●

- 1 子育て家庭への支援の充実（教育・保育）
- 2 親と子の健康確保及び増進
- 3 支援が必要な家庭への対応などきめ細やかな取り組みの推進
- 4 地域における子育て支援の充実
- 5 子育てにやさしい生活環境の整備

2 施策体系

以下の体系に基づき、施策を展開します。



第4章 施策の展開

基本目標1 子育て家庭への支援の充実

1－(1) 教育・保育サービスの充実

【現状と今後の方向性】

保育士等の保育の質の向上に努めるとともに、保育園及び小中学校との連携を強化し、子どもたちが切れ目なく質の高い教育と支援が受けられるよう環境を整備します。

	事業	内容	担当課
保育の充実	乳幼児期における保育の質の向上	保育園で過ごす生活や環境を通して、乳幼児期から児童期の成長発達を見通しつつ、保育園が目指す「10の姿」を主体的に取り組み、子どもの育ちと学びを推進していきます。	保健福祉課
	保育者の質の向上	保育士等が研修を通して、スキルや知識の向上を図り、保育の質の向上に努めていきます。	
学校教育の充実	小中一貫校の充実	一人ひとりの良さや可能性を伸ばし、育む教育を推進するため「かみのせき學苑」を設立し、全小中学校教職員が、子ども一人ひとりの成長を継続し、支援していきます。	教育委員会
	教職員の質の向上	9年間で、児童生徒を育てるという構えを持ち、共同の授業研究や協議、合同行事の推進などを通し、小中学校教職員が学び合い、資質の向上に努めます。	
保・小中の連携	保小中連携の充実	子育て支援関係者連絡会等を通して、取り組みについての共有や課題について検討を行いながら、保小中一貫教育の取り組みを推進します。また、連携強化を目的に、子育て支援ネットワーク研修会を開催し、子どもやその保護者に切れ目ない支援が受けられるよう努めていきます。	保健福祉課 教育委員会

1－(2) 子育てと仕事の両立の推進

【現状と今後の方向性】

日本が直面している「少子高齢化による労働人口の減少」「育児や介護の両立など働く人のニーズの多様化」などの問題から働き方改革を推進します。

子育て世帯については、共働き世帯が増加する中で男女がともに働きやすく子育てと仕事を両立できる職場環境の改善や多様なニーズに対応した保育サービス等の充実と利用促進を図ります。

事業	内 容	担当課
仕事と子育ての両立の推進について普及啓発	働きながら、安心して子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支える環境整備を推進するため「ワーク・ライフ・バランス」の普及・啓発に努めます。	総務課 保健福祉課
多様な保育サービスの充実	子どもや子育て家庭の実情に応じた保育サービスの提供に努めるとともに、サービスの質の向上を図ります。 ・延長保育 ・一時保育 ・病児・病後児保育事業 ・子育て短期支援利用事業（ショートステイ）	保健福祉課
放課後こども教室	すべての児童が、放課後等を安心・安全に過ごせるよう、放課後こども総合プランの推進を図ります。	教育委員会

1－(3) 経済的負担の軽減

【現状と今後の方向性】

子育てにかかる保育料・養育費・医療費・教育費等の経済的負担に対して、助成制度を実施するとともに、町独自の制度や国及び県の助成制度の周知を進め、利用を促しながら経済的支援の充実を図っていきます。

事業	内 容	担当課
児童手当	高校生年代までの児童を養育する世帯に手当を支給します。	保健福祉課
福祉医療費給付金事業	18歳までのこどもの医療費を無料とします。	
保育の無償化	町内保育施設の保育料や副食費についても無償化を実施しています。	
給食費助成	小学生・中学生の給食費の全額を助成します。	教育委員会

事業	内 容	担当課
インフルエンザ予防接種費用の助成	全町民の予防接種費用を全額助成します。	保健福祉課
入学祝い金	小学校・中学校・高等学校入学時に祝い金を交付します。	教育委員会
高等学校生徒補助金制度	高校生通学定期券購入費助成または、高等学校生徒修学金のいずれかを助成します。	教育委員会
出産・子育て応援給付金	妊娠時から出産・子育てまで一体的に実施する事業として応援金を交付します。	保健福祉課

1－(4) 子育て相談・情報提供

【現状と今後の方向性】

本町は、出生数の減少や1歳未満からの就園率が高いことにより、R6年度より育児相談事業を廃止しました。R7年度より、こども家庭センターが立ち上がることから、保育園との連携をさらに強化し、地域や家庭での孤立感や子育て不安を解消できるよう相談窓口の周知と体制整備に努めます。

事業	内 容	担当課
子育てガイドブック配布事業	妊婦の母子手帳交付時や転入者に対して、「かみのせきすくすくガイドブック」を配布し、子育てに関わる情報提供を行います。	保健福祉課
子育て情報の提供	子育てアプリ（母子モ）や公式LINE、ホームページ等の活用により、各種子育て支援サービスなど子育て家庭に役立つ情報配信を行っていきます。	
こども家庭センターの設置	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体的な組織とした「こども家庭センター」が令和7年度より設置となります。これにより、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を強化していきます。	

基本目標2 親と子の健康確保及び増進

2-(1) 子どもと親の健康づくりの推進

【現状と今後の方向性】

母子手帳の交付件数は年々減少しており、地域で相談できる場所や母親同士が集える場も少ないことから、孤立化や育児不安の増大につながることもあります。このため、子育てに関する正しい情報の提供や相談体制を整えることで、保護者の不安解消を図るとともに、妊娠・出産期・乳幼児期を通じて母子の健康を確保し、切れ目ない保健対策の充実を図ります。

事業名	内容	担当課
妊婦一般健康診査	妊娠中の異常を早期に発見・早期対応で安全に出産ができるよう、妊婦健康診査を県内医療機関に委託して実施していきます。	保健福祉課
産婦健康診査	産後1ヶ月までの間に2回、産婦健康診査を県内医療機関に委託して実施していきます。	
妊産婦歯科健康診査	歯周疾患を早期に発見し、歯周病等の予防に努めます。上関町歯科診療所に委託し、妊娠期から産後1年以内までの間で1回健診を実施していきます。	
新生児聴覚検査	1歳までの間に1回のみ、検査費用を助成します。	
乳幼児健康診査	発育・発達の節目である、生後1か月、3か月、7か月、1歳6か月、3歳に対して、身体発育、精神発達の面で、疾病や異常を早期に発見し、早期に適切な支援を図るため、県内医療機関に委託して実施していきます。	
幼児歯科健診及び保健指導	1歳6か月、3歳を対象に、集団健診を実施します。ここでは、精神発達面の早期発見・早期支援につなげたり、虫歯予防を目的とした健診を実施していきます。	
乳児家庭全戸訪問	新生児訪問やこんにちは赤ちゃん訪問にて、乳児の成長発達を確認するとともに、子育てについての不安や悩みを聞き、子育てに関する必要な情報提供を行います。	
発達相談	発達に課題のある幼児に対して、特性や発達段階に応じた助言・支援を行います。必要時には、医療機関や療育の場の提供を行うなど、必要な支援につなげていきます。	
予防接種	感染症から子どもの健康を守るため、接種料は自己負担なしで、県内医療機関に委託し個別接種を実施しています。	

事業	内 容	担当課
伴走型相談支援事業	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなげます。	保健福祉課
産後ケア事業	出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を整えます。	

2-(2) 食育の推進

【現状と今後の方向性】

乳幼児期からの食生活習慣の乱れ(偏食、野菜嫌が多い、栄養バランスの悪い食事など)のある家庭が多いことが課題となっています。そのため、子どもや保護者が「食」に関心を持ち、生涯にわたって健康的な食生活習慣が身につくよう、保育園・学校との連携を深め、地域全体で食育の推進に努めていきます。

事業名	内 容	担当課
食育の推進	保育園・小中学校での食育の取り組みを通じて、家庭や社会の中で『食べる力』を身につけられるよう体制づくりを進めていきます。	保健福祉課
ヘルスアップ教室 (小児生活習慣病予防教室)	生活習慣病予防として、栄養バランスのとれた食生活や食習慣が身につくよう、小学5年生・中学2年生とその保護者を対象に教室を実施します。	保健福祉課

2-(3) 思春期保健対策の推進

【現状と今後の方向性】

思春期にある児童・生徒が、自分自身の健康に関心を持ち、正しい知識を身に着けることで、心身ともに健やかに成長できるよう支援していきます。今後も学校や関係機関と連携を図りながら、事業の実施・支援体制の整備・充実に努めていきます。

事業名	内 容	担当課
保健教育連絡会の開催	児童・生徒の健康管理を推進するため、心身に関する問題や学校及び家庭生活に関する問題について、学校や担当課と連携し、課題の共有や対応・体制整備等に努めて行きます。	保健福祉課
心とからだの健康の推進	・からだの健康づくりを推進していくために、中学2年生を対象にヘルスアップ教室・中学3年生を対象に防煙教室を実施しています。 ・こころの健康づくりを推進していくために、中学全生徒を対象にスクールカウンセラーが講師となり『心の授業』を実施しています。 また、生徒や保護者がスクールカウンセラーに気軽に相談ができるよう体制整備の充実に努めていきます。	

2-(4) 小児医療の充実

【現状と今後の方向性】

子どもが、病気になっても適切な医療が受けられるよう、医療体制の充実を図ります。

事業名	内 容	担当課
医療機関の情報提供	子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるように小児医療を実施している病院等の把握や診療に関する情報提供に努めます。	保健福祉課
福祉医療費給付金事業	18歳までのこどもの医療費を無料とします。	
未熟児養育医療費助成事業	母子保健法第20条の規定により、未熟児に対して、指定養育医療機関において必要な給付を行います。	

基本目標3 支援が必要な家庭への対応などきめ細やかな取り組みの推進

3-(1) 児童虐待防止に向けた支援

【現状と今後の方向性】

児童虐待防止のため、関係機関のネットワークの構築や庁内及び地域の連携体制の強化を図り、要保護児童対策に努めていきます。

事業名	内容	担当課
要保護児童対策地域協議会の開催	関係者・関係機関が連携して、児童虐待の予防及び早期発見並びに支援方法を検討するため、要保護児童対策地域協議会を設置しています。ここでは、代表者会議・実務者会議を定例で開催し、必要に応じて、個別ケース会議を開催します。	保健福祉課
相談窓口の情報提供	子育てアプリや町ホームページ、子育て情報誌等を活用し、幅広く情報提供を行います。	
関係機関との連携	令和7年度より、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を併せ持った一体的な組織として『子ども家庭センター』を設置し、関係機関との連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して切れ目なく支援していきます。	

3-(2) ひとり親家庭への自立支援

【現状と今後の方向性】

本町では、全体の世帯数に占める母子世帯及び父子世帯の割合が高い状況です。経済的・社会的に不安定となりがちなひとり親家庭が安心して子育てができる環境を整備します。

事業名	内容	担当課
児童扶養手当	ひとり親家庭における児童福祉の増進を図るため、手当を支給します。	保健福祉課
ひとり親家庭医療費の助成事業	ひとり親家庭への医療費を助成し、生活の安定と福祉の増進を図ります。	
ひとり親家庭就学就職支度金給付事業	ひとり親家庭に対して就学就職支度金を給付することにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ります。	

3-(3) 障がい児施策の推進

【現状と今後の方向性】

上関町では発達障がい児や発達の気になる児は、少なくありません。障がいや発達に遅れのある子どもの健全な発達を支援し、地域で安心した生活を送れるようにするためには、一人ひとりの障がいの状態や特性に応じた支援が必要です。そのためには関係機関が連携し、一貫した途切れない支援や体制づくりの強化に努めていきます。

事業名	内容	担当課
障がい児保育事業	保育園での障がい児の受け入れを推進し、障がい児の処遇向上を図ります。	保健福祉課
福祉サービス	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービス提供や各種用具の給付を行います。	
障がい児通所サービスにおける交通費助成	児童福祉法に基づく通所サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）の利用にかかる交通費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	
巡回専門員事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその保護者が集まる施設・場への巡回を実施し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。	
特別児童扶養手当	中・重度の身体、知的または精神障害を有する 20 歳未満の児童を家庭で看護している人に対して支給します。	
障害児福祉手当	日常生活において、常時介護を必要とする程度の重度の身体、知的または精神障害がある 20 歳未満の児童に対して支給します。	
特別支援教育	幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。	
ほのぼのクラブ （親の会）	自主グループで、保護者同士だけでなく、教育委員会や保健福祉課社会福祉係、相談支援事業所等の情報交換の場にもなっています。今後も、安心して暮らしていける地域づくりを関係機関と連携しながら取り組んでいきます。	

すくすく相談会	発達障がい児や発達の気になる児に対して、保護者の育児不安の軽減を図るとともに、必要時には医療や福祉サービス・上関町の療育の場（ほのぼの教室）等に繋ぎ、早期に支援を行います。 また、教育委員会等と連携しながら、より良い就学につなげます。	保健福祉課
ほのぼの教室 （ことばの教室）	言語発達の遅れのある子や行動面等で気になる児を対象に言語聴覚士が個別に療育を行い、保護者の相談にも対応します。	

基本目標4 地域における子育て支援の充実

4-(1) 地域の子育て支援サービスの充実

【現状と今後の方向性】

保護者の育児不安や負担軽減となるよう、必要に応じ適切な相談情報提供が受けられるよう地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域の関係機関と連携し子育て支援のネットワークづくりを推進します。

事業名	内容	担当課
保育園等における子育て支援	地域の子育て支援施設として、未就学児とその保護者を対象に、親子、または親が楽しめる事業を実施するほか、身近な子育て相談の場として、子育て支援を行います。各園がホームページに掲載したり、広報に公開して周知を図っています。	保健福祉課
利用者支援事業	保健福祉課子育て支援係内に子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を設置し、関係機関と連携しながら、支援することで妊娠期から切れ目ない支援に努めています。R7年度より児童福祉と母子保健の両機能を併せ持った、『子ども家庭センター』への移行を進めます。	
母子保健推進協議会の活動推進	親子で楽しめる“すくすくセミナー”や保護者が楽しめる“ママセミナー”を企画・運営し、親子の触れ合いや保護者同士の交流が持てるよう活動を進めていきます。また、教育委員会等と連携し、セミナーを他の行事に合わせて共同開催し、地域の方との触れ合いも推進しています。	

4-(2) 子どもの健全育成の推進

【現状と今後の方向性】

子どもの健全育成のため、様々な体験活動を取り入れ、子どもにとって魅力ある事業や講座を実施します。また、地域ボランティアや民生委員・児童委員とも連携し、子どもたちに対する相談支援にもなるよう努めます。

事業名	内 容	担当課
放課後こども教室	小学1年～6年の放課後児童を対象に、平日開催しています。そこでは、地域ボランティアにも関わってもらい、スポーツや調理実習、工作等をしたり、民間企業等と連携し、様々な体験・講座を実施しています。	教育委員会
図書館活動	親子が楽しめる内容のイベントを地域住民、地区組織、中学生ボランティア等とも繋がりながら開催していきます。	教育委員会
中学校部活動改革	小学生高学年や中学生が様々な活動や各種講座に参加できるよう、行政、学校、図書館、地域ボランティア等関係機関が連携し、地域ぐるみで取り組んでいきます。	教育委員会
中学生ボランティア制度	中学生ボランティア制度を作り、地域のイベントや放課後子ども教室のスタッフとして関わってもらうことで、こどもの健全育成の推進を図ります。	教育委員会
社会福祉協議会や主任児童委員の活動	民生委員協議会の事務局である社会福祉協議会や主任児童委員と連携し、研修会や様々な活動等に参加してもらうことで、児童虐待や子育てに関する相談・援助活動の充実を図ります。	保健福祉課

基本目標5 子育てにやさしい生活環境の整備

5-(1) 子育て家庭に配慮した生活環境の整備

【現状と今後の方向性】

子育て世代の住環境の整備を図るとともに、子育て家庭が、安全で安心して子育てができるよう環境の整備に努めます。

事業名	内 容	担当課
地域の道路の管理	定期的に道路（通学路も含む）等の安全点検を行います。	教育委員会 土木建築課
公園の管理	誰もが安心して利用できるよう、芝生の管理や遊具等の適正な配置及び維持管理に努めます。	教育委員会
居住環境の整備	関連課と連携し、子育てを担う若い世代の住宅の確保に努めます。	企画財政課 総務課 土木建築課

5-(2) 子どもを犯罪・虐待等の被害から守るための活動の推進

【現状と今後の方向性】

行政、警察等の地域における関係機関の協力体制のもとで、子どもを犯罪の被害から守るための活動を推進するとともに、児童虐待の発生予防から早期発見、保護、支援、アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援を講じ“安全なまちづくり”を進めていきます。

事業名	内 容	担当課
犯罪に対する情報提供や関係機関の連携体制	関係機関と連携を取りながら、子どもが犯罪から身を守るための普及・啓発を行い、また地域に対して「子ども 110 番の家」となる協力家庭を増やし、見守り体制の充実に努めます。	保健福祉課 教育委員会
子どもを守るための防犯事業	児童が安全に登下校できるように見守るボランティア隊員の募集活動の支援をします。	教育委員会
防犯訓練・ブザー配布等	学校安全計画にそって、避難訓練（不審者対応・災害・等）を実施し、民間業者から防犯ブザーの提供を受けています。	教育委員会
児童虐待防止対策の充実	住民に対して虐待予防の普及・啓発に取り組み、相談体制を充実させていきます。また、関係機関の連携も強化し、要保護児童対策地域協議会の機能強化にも努めます。	保健福祉課 教育委員会

5-(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【現状と今後の方向性】

子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を進めます。

事業名	内容	担当課
交通立哨を実施	地域ボランティアの見守り隊や警察が小中学校の登校時、交通立哨を実施し、見守り活動を継続します。	教育委員会
交通安全教室の開催	小学校において、交通安全教室を行います。	教育委員会

第5章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育施設等の整備と地域子ども・子育て支援事業の充実

教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、教育・保育施設の提供や地域子ども・子育て支援事業を実施する単位として、「教育・保育提供区域」を定めることとされています。本町では、町の人口やその他社会的条件、施設の整備状況等を総合的に勘案した結果、町を1つの「教育・保育提供区域」として定め、町の確保方策を図ります。

方針1 教育・保育の量の見込みと確保方策

■認定区分の内容

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	3～5 歳	保育の必要性に該当しない	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5 歳	保育の必要性に該当	保育園、認定こども園 (地域型保育事業)
3号認定	0～2 歳		保育園、認定こども園 地域型保育事業

【現状と実績】

■1号認定（2号認定のうち、幼稚園利用を含む）

単位（実人／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児(人)	0	0	0	0	0
4歳児(人)	0	0	0	0	0
5歳児(人)	0	0	0	0	0
合 計(人)	0	0	0	0	0

（令和6年度は、年度末の見込み）

■2号認定・3号認定

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児(人)	8	8	3	4	3
1歳児(人)	10	9	9	4	5
2歳児(人)	10	11	11	9	4
3歳児(人)	7	10	12	11	8
4歳児(人)	8	6	10	11	11
5歳児(人)	9	8	6	10	11
合 計(人)	52	52	51	49	42

（令和6年度は、年度末の見込み）

【今後の方向性】

令和6年度現在、保育園2か所(全て民間。定員合計50人)の提供体制があります。今後も現状の体制維持に努めるとともに、他市町に所在する就学前施設を利用希望する児童が、適切に施設を利用できるよう調整と給付を行います。

■ 1号認定（2号認定のうち、幼稚園利用を含む）

単位（実人／年）

	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	1号	2号(教育)	合計	1号	2号(教育)	合計	1号	2号(教育)	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②確保方策 教育・保育施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②-①	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	令和10年度			令和11年度		
	1号	2号(教育)	合計	1号	2号(教育)	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	-	-	-	-	-	-
②確保方策 教育・保育施設	-	-	-	-	-	-
②-①	-	-	-	-	-	-

■ 2号認定・3号認定

単位（実人／年）

	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	2号	3号	合計	2号	3号	合計	2号	3号	合計
	3-5歳	0-2歳		3-5歳	0-2歳		3-5歳	0-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	24	11	35	19	10	29	13	10	23
②確保方策 教育・保育施設	30	20	50	30	20	50	30	20	50
②-①	6	9	15	11	10	21	17	10	27

	令和10年度			令和11年度		
	2号	3号	合計	2号	3号	合計
	3-5歳	0-2歳		3-5歳	0-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	11	13	24	9	12	21
②確保方策 教育・保育施設	30	20	50	30	20	50
②-①	19	7	26	21	8	29

方針2 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業とは、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施していく事業であり、国によって、次の事業名が定められています。提供体制の確保方策については、現状の提供体制等を踏まえ、「量の見込み」に対応するような内容及び実施時期を設定します。

■市町村が推進する地域子ども・子育て支援事業の概要

	事業名
1	利用者支援事業
2	地域子育て支援拠点事業
3	妊婦健康診査
4	乳児家庭全戸訪問事業
5	養育支援訪問事業
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）
7	一時預かり事業
8	延長保育事業（時間外保育事業）
9	病児・病後児保育事業
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
11	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業
14	（新）子育て世帯訪問支援事業
15	（新）児童育成支援拠点事業
16	（新）親子関係形成支援事業
17	（新）妊婦等包括相談支援事業
18	（新）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
19	（新）産後ケア事業

① 利用者支援事業

【事業概要】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、利用者支援専門員が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行なうとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状と実績】

本町では、保健福祉課内に子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点を設置し、子育てに関する相談や制度の周知等を行っています。令和7年度からは、この2つの機能を併せ持った、こども家庭センターへ移行する予定です。

(か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

(令和6年度は、年度末の見込み)

【今後の方向性】

令和7年度からは、この2つの機能を併せ持った、こども家庭センターへ移行する予定です。(か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策;実施か所	1	1	1	1	1
子ども家庭センター型	1	1	1	1	1

令和7年度からは、この2つの機能を併せ持った、こども家庭センターへ移行する予定です。

② 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・援助、関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業です。

【現状と実績】

(か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数(人)	195	179	249	257	250
実施か所	2	2	2	2	2

(令和6年度は、年度末の見込み)

【今後の方向性】

現在、2か所の保育園にて月2回程度、親子で楽しめるプログラム、育児相談等が実施されています。今後も継続できるよう支援していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	250	230	220	220	210
確保方策； 実施か所(か所)	2	2	2	2	2

③ 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るとともに、安心・安全な妊娠出産ができるよう医療機関において、診察、検査、保健指導等を行う事業です。

【現状と実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数(人)	11	11	10	3	3
健診回数(延回数)	87	59	78	21	28

(令和6年度は、年度末の見込み)

【今後の方向性】

0歳児の将来推計人口に、国の示す望ましい受診回数(14回)の利用数を乗じて必要な量や健診を受診できる体制を今後も維持していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受診者数(人)	5	5	4	4	4
健診回数(延回数)	35	35	28	28	28
確保方策	実施場所	委託契約した医療機関			
	実施体制	原則医療機関に委託			
	検査項目	国が定める妊婦健康診査項目			
	実施時期	通年実施			

④ 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行なう事業です。

【現状と実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問人数(実人数)	8	5	8	3	2

(令和6年度は、年度末の見込み)

【今後の方向性】

以下の体制により、今後も生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実人数)	6	6	5	5	5
確保方策；	実施体制；保健福祉課 保健師				

⑤ 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行なうことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【利用実績・今後の方向性】

R2年度からの利用実績はありませんが、必要時には、適切な養育支援につなげていきます。

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行なう事業です。

【利用実績】

令和5年度から2か所の施設と委託契約をしていますが、事業の実施及び実績はありません。

【今後の方向性】

今後も継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	1	1	1	1	1
確保方策;実施か所(か所)	2	2	2	2	2

⑦ 一時預かり事業

【事業概要】

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。なお、幼稚園の一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象に預かりを行ない、保育園等の一時預かり事業は、保育園等を利用していない乳幼児の預かりを行ないます。

【利用実績】

広島広域都市圏、島根県2町と2市5町間(岩国市・柳井市・和木町・田布施町・平生町・上関町・周防大島町)で協定を結び相互利用のもと事業を実施しています。R2年度からの利用実績はありませんが、必要時には、事業につなげていきます。

⑧ 延長保育事業（時間外保育事業）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日または利用時間以外の日または時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【現状と実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人)	301	850	1145	1205	1200
実施か所(か所)	2	2	2	2	2

(令和6年度は、年度末の見込み)

【今後の方向性】

現在は、町内2か所の保育所で実施しています。今後も現状の体制確保に努めていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	1200	1000	900	800	800
確保方策;実施か所(か所)	2	2	2	2	2

⑨ 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

【利用実績】

広島広域都市圏、島根県3町と2市5町間(岩国市・柳井市・和木町・田布施町・平生町・上関町・周防大島町)で協定を結び相互利用のもと事業を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人)	1	1	1	1	0

(令和6年度は、年度末の見込み)

【今後の方向性】

今後も現在の体制を継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	1	1	1	1	1
確保方策(人)	1	1	1	1	1

⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行います。

【利用実績・今後の方向性】

現在この事業は実施していません。今後、本町におけるニーズを判断し、事業の実施について検討します。

⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室やプレハブ教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【利用実績・今後の方向性】

本町では、放課後子ども教室として、保護者の就労状況等を問わず、小学校児童の放課後の居場所づくりを1か所で行なっており、計画期間中は、事業の実施予定はありません。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【利用実績・今後の方向性】

現在、この事業は実施していません。今後、本町におけるニーズを判断し、事業の実施について検討します。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【利用実績・今後の方向性】

現在この事業は実施していません。今後、本町におけるニーズを判断し、事業の実施について検討します。

⑭ 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【今後の方向性】

関係機関と連携を図り、虐待リスク等の高まりが想定される家庭に対して、適切な支援ができるよう体制整備に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ人数)	5	5	4	4	4
確保方策(延べ人数)	5	5	4	4	4

⑮ 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【今後の方向性】

本町におけるニーズを判断し、事業の実施について検討します。

⑯ 親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が情報交換できる場を設ける等親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

【今後の方向性】

本町におけるニーズを判断し、事業の実施について検討します。

⑰ 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊婦等に対して面談等を実施し、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うとともに、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【今後の方向性】

母子手帳交付時に保健師が全員に面談を行い、妊娠期から子育て期に切れ目なく支援していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ人数)	15	15	12	12	12
確保方策（延べ人数）	15	15	12	12	12

⑱ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【事業概要】

0歳6か月から満3歳未満の小学生就学前の子どもで、教育・保育給付を受けていない者を対象として、月一定時間までの枠の中で、時間単位で柔軟に通園できる事業です。

【今後の方向性】

本町におけるニーズを判断し、事業の実施について検討します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人数)	—	1	1	1	1
確保方策 (人数)	—	1	1	1	1

⑲ 産後ケア事業

【事業概要】

産後ケア事業 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【今後の方向性】

関係機関と連携を図り、虐待リスク等の高まりが想定される家庭に対して、適切な支援が実施できるよう体制整備に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ人数)	12	12	10	10	10
確保方策 (延べ人数)	12	12	10	10	10

第6章 計画の推進体制

1 推進体制の整備

◆庁内体制の整備

本計画は、保育、教育をはじめ、保健・医療・福祉・まちづくりなど広範囲に渡っていることから、関係する部局が連携し全庁的に施策を推進していきます。

◆計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するため、各年度において計画の進捗状況を検証評価し、計画の着実な推進を目指します。

2 住民との協働

◆住民との協働体制の構築

本計画に基づく施策を推進していくためには、住民と行政、関係機関の連携・協力体制が必要不可欠です。また、家庭、地域等ともつながりながら、進めていくことも必要です。

そのため、本計画の周知・啓発を積極的に進め、情報の共有化と連絡調整を図りながら、まち全体で子育て支援の協働体制を構築していきます。

◆計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、ホームページ等で広く町民に周知するとともに、進捗状況について公表していきます。

上関町子ども・子育て支援事業計画

上関町子育てすくすくプラン

令和7年度～令和11年度

発行年月：令和7年3月

発行・編集：上関町保健福祉課

〒742-1402 山口県熊毛郡上関町大字長島448

T e l : 0 8 2 0 - 6 2 - 0 1 8 4

F a x : 0 8 2 0 - 6 2 - 1 5 4 1